

藤沢市議会改革推進会議 報告書

令和4年3月

藤沢市議会

目 次

I	はじめに	1
II	議長からの諮問について	1
III	推進会議の概要について	1
	i 推進会議設置要綱について	1
	ii 委員及び任期について	2
IV	開催状況等について	2
	i 開催日及び議題等について	2
	ii 課題整理事項について	3
	第1回（令和3年6月17日）	3
	第2回（令和3年7月28日）	4
	第3回（令和3年9月13日）	5
	第4回（令和3年12月8日）	5
	第5回（令和4年2月28日）	6
V	検討結果について	7
	i 前期の推進会議からの申し送り事項の検討結果について	7
	1 議会基本条例の検証について	7
	2 オンライン化による押印等の見直しについて	8
	3 請願・陳情における意見陳述について	8
	《参考資料》 議会改革に関する事項の実施状況等について	9
	I 議会基本条例に基づく各項目の実施状況等について	9
	II その他議会改革に関する事項の実施状況等について	15
	III 議会改革に関する他市視察の受け入れ状況について	17
	議会改革推進会議申し送り事項 <別紙1>	19
	令和3年度藤沢市議会改革推進会議検討経過一覧表 <別紙2>	20
	藤沢市議会政策提案に関するガイドライン <別紙3>	21

I はじめに

藤沢市議会では、常に時代に適応した地方分権を先導する議会を目指し、一層の議会改革に取り組むとともに、より市民に開かれた議会運営を推進するよう努めている。

議会改革に向けた具体的な取組として、平成20年5月に議長の任意の諮問機関として「藤沢市議会議会活性化検討会」を設置し、平成23年2月までの間、議会の活性化に向けた取組を進める中で、一般質問における一問一答方式の採用や予算等特別委員会及び決算特別委員会におけるインターネット中継の導入などを実現した。

平成23年8月には、議長からの諮問により「藤沢市議会改革検討会（以下「検討会」という。）」を設置し、開かれた議会、市民に親しまれる身近な議会をさらに推進するため、議会基本条例の制定に向けた協議を進め、平成25年2月定例会において「藤沢市議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）」が全会一致で可決、制定され、同年4月1日に施行した。

議会基本条例施行後においても、議長からの諮問により引き続き検討会を設置し、議会基本条例に基づき実施された項目について検証するとともに改善を重ねたほか、新たな課題についても積極的に検討を行い、課題解決につなげるなど大きな成果を上げることができた。

令和元年6月には、議会改革は「検討」から一步進み「推進」の段階にあることを確認し、会議体の名称を「議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）」とすることとした。

今期については、議会基本条例の検証を行うとともに、さらなる議会改革を推進し、前期の検討会から申し送られた事項などの諸課題に対応するため、今後取り組むべき課題を協議する場について議長から諮問があり、議会運営委員会での協議の結果、改めて推進会議を設置することとした。

II 議長からの諮問について

議長は、令和3年6月2日の議会運営委員会において、前期の推進会議から報告を受けた申し送り事項である、「議会基本条例の検証」、「オンライン化による押印等の見直し」及び「請願・陳情における意見陳述」の3点について、さらに議論を深めるため、諸課題を協議する会議体を設置することについて諮問した結果、全委員の賛同を得た。

III 推進会議の概要について

i 推進会議設置要綱について

1 会議の名称について

藤沢市議会改革推進会議

2 検討事項について

(1)議会基本条例の運営及び管理に関すること

(2)議会改革に関すること

3 検討事項の処理について

(1)上記2(1)については、推進会議で審議し、見直しの必要が生じた場合は、議会運営委員会で確認し、議員全員協議会において審議した上で、条例改正の手続きを行う。

(2)上記2(2)については、各々の委員会の所管する事項を除いては、推進会議で審議した後に、議会運営委員会で確認し、決定したものから随時実施していく。

4 委員の選出と任期について

(1)委員の選出について

① 3人以上の議員を有する会派（交渉団体）から、その所属議員数の3分の1を委員として選出し、小数点以下は切り捨てとする。

② 2人以下の会派については、各会派所属議員の合計人数の3分の1を委員として選出し、小数点以下は切り捨てとする。

(2)委員の任期について

設置の日から、令和4年5月31日までとする。

5 座長の選出について

推進会議において互選する。

6 議長及び副議長について

議長及び副議長は、推進会議の会議に出席し、発言することができる。

7 その他

(1)この要綱に定めるものを除くほか、推進会議の会議については、藤沢市議会会議規則及び藤沢市議会委員会条例を準用する。

ii 委員及び任期について

1 委員

座長 有賀 正義

委員 土屋 俊則 西 智 栗原 貴司 山口 政哉

友田 宗也 東木 久代 柳田 秀憲 堺 英明

加藤 一

2 任期

設置の日（令和3年6月17日）から令和4年5月31日まで

IV 開催状況等について

i 開催日及び議題等について

今期の推進会議の発足にあたり、前年度における検討の経緯等を共有化するため、前期の「推進会議報告書」を確認したうえで、諸課題への検討を開始した。

推進会議の開催状況については、次のとおりである。

回	月 日	検 討 内 容
第1回	令和3年 6月17日	1 座長の互選について 2 今後の進め方について
第2回	令和3年 7月28日	1 6月17日開催の議会改革推進会議における課題整理について 2 議会基本条例の検証について 3 オンライン化による押印等の見直しについて 4 請願・陳情における意見陳述について
第3回	令和3年 9月13日	1 7月28日開催の議会改革推進会議における課題整理について 2 議会基本条例の検証について 3 オンライン化による押印等の見直しについて 4 請願・陳情における意見陳述について
第4回	令和3年 12月8日	1 9月13日開催の議会改革推進会議における課題整理について 2 議会基本条例の検証について 3 オンライン化による押印等の見直しについて 4 請願・陳情における意見陳述について
第5回	令和4年 2月28日	1 12月8日開催の議会改革推進会議における課題整理について 2 議会基本条例の検証について 3 請願・陳情における意見陳述について

ii 課題整理事項について

第1回（令和3年6月17日）

1 座長の互選について

- 互選の結果、座長に有賀正義委員が選出された。

2 今後の進め方について

- 議長からの諮問事項である「議会基本条例の検証について」、「オンライン化

による押印等の見直しについて」及び「請願・陳情における意見陳述について」を改めて確認した。

●全国市議会議長会からの通知「市議会書式例の見直しについて」を確認した。

3 その他

●次回の推進会議は、他の会議の日程を見ながら、7月中に開催することとなった。

第2回（令和3年7月28日）

1 藤沢市議会基本条例の検証について

●前期の推進会議から申し送りされた7項目の中から、「政策検討会議の課題検討について」、「議員の政治倫理について」の2項目について、優先的に検討を行うことについて座長から提案があった。

まず、「政策検討会議の課題検討について」に関して、条例提案等に至るまでの流れを資料に基づき確認し、次回までにガイドライン座長骨子案を提示することとした。

また、座長より、PhaseⅡにおいて、専門的知見の活用方法等を協議するにあたり、先進市の視察として、オンライン視察の実施に向けた調整を行い、座長案を提示することとし、参考資料として「横須賀市議会実行計画～未来への羅針盤 2023～」と「大津市議会ミッションロードマップ 2019（議会版実行計画）」が紹介された。

次に、「議員の政治倫理について」に関して、昨今のハラスメント関係の背景がある中で、他市の先進事例を調査し、次回までに報告することについて確認した。

2 オンライン化による押印等の見直しについて

●オンラインによる請願・陳情の取扱いについて、他市の状況に係る調査結果及び本市の状況を資料に基づき報告した。このことについて、各会派に持ち帰り、次回の会議において各会派の意見を聴取することとした。

3 請願・陳情における意見陳述について

●委員から、意見陳述の規程・取扱いに関する他市の状況について調査を求める意見があり、事務局で調査し、その結果とともに座長案を提示することとした。

4 その他

●次回の推進会議は、9月定例会中での開催を予定し、調整が付き次第、連絡することとなった。

第3回（令和3年9月13日）

1 藤沢市議会基本条例の検証について

●「政策検討会議の課題検討について」のガイドライン座長骨子案を提示し、各会派に持ち帰り、次回意見聴取をすることとした。

また、座長から、PhaseⅡの先進事例オンライン視察先について、座長案として横須賀市議会が提案され、実施時期等は未定とし、準備を進めることとした。

次に、「議員の政治倫理について」に関して、県内他市（19市）及び先進都市（12市）の事例の調査結果を確認した。この調査結果を各会派に持ち帰り、次回の会議において各会派の意見を聴取することとした。

2 オンライン化による押印等の見直しについて

●各会派からのアンケート結果を確認し、メールでの受付の制度化についてはおおむね方向性は一致しているものの、受付後の処理方法や押印の対応については先進事例もまだ少なく課題が残るため、改めて協議していくこととした。

なお、メールでの受付の方向性については、その後の処理も含め各会派持ち帰りとする事とした。

3 請願・陳情における意見陳述について

●意見陳述の規程・取扱いに関する他市の状況について調査結果を確認し、やむを得ない事由がある場合には、同席を認めるか否かを、会期議運において協議し、決定することとする座長案を提示した。座長案を文書にて改めて提示することとし、各会派に持ち帰り、次回の会議において各会派の意見を聴取することとした。

1～3のすべての持ち帰り案件について、事務局から回答用紙を配付し、とりまとめた結果をもとに次回の会議において協議することとした。

4 その他

●次回の推進会議は、休会中の開催を予定し、調整が付き次第、連絡することとなった。

第4回（令和3年12月8日）

1 藤沢市議会基本条例の検証について

●「政策検討会議の課題検討について」のガイドライン座長骨子案に対する各会派からのアンケート結果を確認した。

委員から、どのような場合に政策検討会議が設置されるか等、議会運営委員会との関係について、整理が必要との意見があり、今後協議することとした。

また、座長において、意見をもとにしたガイドライン（案）を作成し、今後協議に付すこととした。

次に、「議員の政治倫理について」の各会派からの「現状の基本条例の条項のまま」と「基本条例で充実させていく」という意見の双方の意見が出たアンケート結果を確認し、継続して他市の状況を見ながら検討していくこととした。

最後に、横須賀市議会へのオンライン視察について協議し、委員から、直接訪問することについて提案があり、改めて調整することとした。

その後、新型コロナウイルス感染拡大の状況から、今回は見送ることとし、今後、感染が収束あるいは落ち着いた際に、改めて視察実施に向け、先方と調整をすることとなった。（1月18日通知）

2 オンライン化による押印等の見直しについて

●各会派からの、請願・陳情をメール等オンラインにより受け付ける際の本人確認の必要性、及び受け付けた後の取扱いに対する各会派からのアンケート結果を確認し、方向性としてはメール等の受付を進めることとし、そのための課題整理、解決を引き続き検討していくこととした。

3 請願・陳情における意見陳述について

●意見陳述の規程・取扱いに関する座長案に対する各会派からのアンケート結果を確認した。

座長から、アンケートに基づく修正案として、元の案に「合理的配慮」の文言を加えることを改めて提案し、各会派に持ち帰り、次回の会議において各会派の意見を聴取することとした。

4 その他

●次回の推進会議は、横須賀市議会への視察とすることとし、1月中の開催を目指し、調整が付き次第、連絡することとなった。

第5回（令和4年2月28日）

1 藤沢市議会基本条例の検証について

●政策提案に関するガイドライン（案）を提示し、政策検討会議の設置においては議会基本条例の趣旨に基づいて、積極的かつ適切に対応することを付した上で、前回提示した座長骨子案の内容とすることについて全委員了承し、議長に報告し、議会運営委員会に申し送ることとした。

また、横須賀市議会への視察については、今後、感染が収束あるいは落ち着いた際に、改めて視察実施に向け、先方と調整をしていくことを確認した。

次に、議員の政治倫理については、参考資料として、内閣府によるハラスメントの事例調査及び関連する報道の内容を確認した。

2 請願・陳情における意見陳述について

●座長から修正案として提案した、「合理的配慮」の文言を加えることについて、各会派の意見聴取を行った。「合理的配慮」の範囲としては、障がい者の差別解消のみならず、介護など広範に捉えることとして、全委員了承し、議長に報告し、議会運営委員会に申し送ることとした。

3 その他

●今期における推進会議の報告書については、事前に座長案をメールでの送付により提示し、次の会議体への申し送り事項をまとめていくこととし、次回の会議を開催する際は、会議において報告書の最終案を確認することとした。

●次回の推進会議を開催する際は、3月17日（木）予算等特別委員会終了後を候補日とした。

V 検討結果について

i 前期の推進会議からの申し送り事項の検討結果について

1 議会基本条例の検証について

前期の推進会議から、議会基本条例の検証として申し送りされた、

- ・傍聴時の記帳廃止について
- ・一人会派に関する条文整理について
- ・議会報告会に関する条文整理について
- ・反問権について
- ・政策検討会議の課題検討について
- ・議員間討議について
- ・議員の政治倫理について

以上の7項目の中から、「政策検討会議の課題検討について」、「議員の政治倫理について」の2項目を優先的に検討することとした。

(1) 政策検討会議の課題検討について

Phase Iとして、条例提案等に至るまでの流れを確認し、設置の手続き、委員の選出、委員の任期、市民意見の聴取及び取組の公表等についてを整理し、政策提案に関するガイドライン案を議長に報告した。

また、Phase IIとして、専門的知見の活用方法等を協議するにあたり、先進市である横須賀市議会を視察先としていたが、コロナ禍の状況を踏まえ、今回は見送りとし、今後、感染が収束あるいは落ち着いた際に、改めて視察実施に向け、先方と調整をしていくこととした。

※藤沢市議会政策提案に関するガイドライン <別紙3>

(2) 議員の政治倫理について

議員の政治倫理について、県内他市（18市）及び先進都市（12市）の事例の調査結果を確認し、継続して他市の状況を見ながら検討していくこととした。また、内閣府によるハラスメントの事例調査や関連する報道の内容を確認した。

2 オンライン化による押印等の見直しについて

オンラインによる請願・陳情の取扱いについて、県内他市（18市）及び先進自治体（1県15市）の状況に係る調査結果及び本市の状況を確認した。

メールでの受付の制度化についてはおおむね方向性は一致しているものの、受付後の処理方法や押印の対応については先進事例もまだ少なく課題が残った。

請願・陳情をメール等オンラインにより受け付ける際の本人確認の必要性や、受付後の取扱いに関し、課題の整理や解決策について引き続き検討していくこととした。

3 請願・陳情における意見陳述について

意見陳述の規程・取扱いに関する県内他市（18市）の状況について調査を行い、その結果を確認し、議論を進めていった。

その結果、合理的配慮として障がい者の差別解消のみならず、介護など広範に捉えることとした上で、「請願・陳情の意見陳述者から、介添え等が必要な方の同席の希望があった際の取扱いについて、やむを得ない事由がある場合には、合理的配慮の下、同席を認めるか否かを会期議運において協議し、決定することとする。また、当日の委員会運営への影響に応じた取扱いは、当該委員長の判断により決定することとする」との内容で、議長に報告した。

《参考資料》

議会改革に関する事項の実施状況等について

I 議会基本条例に基づく各項目の実施状況等について

1 常任委員会等のインターネット中継（第3条第2項）

＜実施＞平成26年6月定例会から実施

＜実施状況等＞市民に開かれた議会の実現とさらなる市民サービスの向上のため、常任委員会及び議会運営委員会（審査）のインターネット中継（同時中継及び録画配信）を実施する。

《参考》

インターネット中継（同時中継及び録画配信）の実施経過

本会議 : 平成17年9月定例会試行、同年12月定例会本格実施
※平成30年9月定例会から、一般質問等において議員が
議場モニターに表示する資料についても中継を実施

決算特別委員会 : 平成21年9月定例会から実施

予算等特別委員会 : 平成22年2月定例会から実施

常任委員会、議会運営委員会（審査） : 平成26年6月定例会から実施

議員全員協議会（議長及び副議長選挙に伴う所信表明会）

: 平成27年5月臨時会から実施

特別委員会（実施済である決算及び予算以外の特別委員会）

: 平成30年8月行政改革等特別委員会から実施

2 議長及び副議長の選出（第6条第4項）

＜実施＞平成25年5月臨時会から実施

＜実施状況等＞議長及び副議長の選出は立候補制とし、選挙に先立ち所信表明を行う。

○選出の流れ

藤沢市議会正副議長選出申し合わせ事項に基づき実施する。

＜改選期を除く＞

まず、議長の辞職について本会議で許可した後、立候補届出書を本会議休憩中（概ね30分）に受け付け、議会運営委員会を開催して立候補者を報告し、その後、議員全員協議会を開催して所信表明会を行い、本会議を再開し選挙（投票）により選出する。次に、副議長の選出を同様の流れで実施する。

＜改選期＞

改選後初めて行う議長及び副議長の選出は、立候補届出書を改選後初めて行う議員全員協議会終了後30分後までそれぞれ受け付け、各派代表者会議を開催して立候補者を報告する。その後（後日開催する臨時会本会議の前）、議員全員協議会を開催して所信表明会を行い、臨時会本会議を開会し、議長、副議長を選挙（投票）により選出する。

3 請願及び陳情提出者による意見陳述（第8条第1項）

＜実施＞平成25年6月定例会から実施

＜実施状況等＞市民等から提出される請願及び陳情を政策提案と位置づけ、提出者が希望する場合、提出者は付託された委員会において意見陳述を行うことができる。

○意見陳述の実施方法等

意見陳述は、当該請願及び陳情の審査前に実施することとし、代表者1人（事情により補助者1人の同席を認める。）により5分以内で行うものとする。また、意見陳述後、委員から意見陳述者に対し質疑が行われる。なお、意見陳述による発言は、会議録に掲載し公開するものとする。

○意見陳述の件数（意見陳述の件数／請願・陳情の審査件数）

平成25年度 27件（請願1件／1件，陳情26件／28件）

平成26年度 20件（請願3件／4件，陳情17件／30件）

平成27年度 25件（請願2件／3件，陳情23件／31件）

平成28年度 18件（請願4件／4件，陳情14件／36件）

平成29年度 14件（請願2件／2件，陳情12件／26件）

平成30年度 16件（請願4件／4件，陳情12件／27件）

令和元年度 17件（請願1件／4件，陳情16件／25件）

令和2年度 9件（請願0件／0件，陳情9件／25件）

令和3年度 10件（請願1件／2件，陳情9件／14件）

【推進会議協議事項】

請願・陳情の意見陳述者から、介添え等が必要な方の同席の希望があった際の取扱いについて、やむを得ない事由がある場合には、合理的配慮の下、同席を認めるか否かを会期を決める議会運営委員会において協議し、決定することとした。また、当日の委員会運営への影響に応じた取扱いは、当該委員長の判断により決定することとした。

4 議会報告会の開催（第9条第1項）

＜実施＞平成25年度から実施

＜実施状況等＞広報広聴機能の充実を図るため、議会活動の報告と併せて、議会に対する市民の意思の把握及び意見を交換する場として「議会報告会・意見交換会」を開催する。

○開催状況

平成25年度

第1回 9会場 来場者数 合計 101人

第2回 4会場 来場者数 合計 55人

平成26年度 2会場 来場者数 合計 72人

平成 27 年度

第 1 回カフェトークふじさわ 参加者数 延べ合計 54 人

平成 28 年度

第 2 回カフェトークふじさわ 参加者数 延べ合計 42 人

平成 29 年度

第 3 回カフェトークふじさわ 参加者数 延べ合計 54 人

平成 30 年度

第 4 回カフェトークふじさわ 参加者数 延べ合計 81 人

令和 元年度

第 5 回カフェトークふじさわ 参加者数 延べ合計 84 人

※平成 27 年度からは、「議会報告会・意見交換会」をさらに発展させ、カフェスタイルの和やかな雰囲気の中で、テーマに基づき自由に話し合う形式で開催。

令和 2 年度

Online カフェトークふじさわ 参加者数 延べ合計 34 人

令和 3 年度

Online カフェトークふじさわ

11 月 21 日(日) オンライン開催 参加者数 延べ合計 35 人

※新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和 2 年度からは、Web 会議システムを活用した、オンライン方式で開催。

5 広報広聴委員会の設置（第 9 条第 2 項）

＜実施＞平成 25 年 5 月 20 日設置（藤沢市議会広報広聴委員会規程制定・施行）

＜実施状況等＞広報広聴機能の充実を図るため、議会報編集委員会を発展的に解消し、新たに広報広聴委員会を設置する。

○広報広聴委員会の所管事項

- ①議会報の編集，発行に関する事
- ②議会報告会の開催に関する事
- ③議会ホームページの運用に関する事
- ④市民の意見把握に関する事
- ⑤上記のほか議会の広報及び広聴に関する事

6 情報の公開（第 10 条・第 18 条第 2 項）

＜実施＞平成 27 年度から実施

＜実施状況等＞検討会及び広報広聴委員会での協議の結果、保有する議会活動に関する情報公開の一環として、平成 27 年度（平成 26 年度交付分）から政務活動費の用途について市議会ホームページで公開する。

政務活動費の領収書をホームページに公開することについては、令和 3 年度

分から開始することとする。

その進め方としては、令和4年4月に令和3年度分の関係書類の提出を受けて、令和4年8月からホームページ公開を想定する。

また、実施に当たっては具体的な運用等の検討が必要であることから、今後は政務活動費検討会において手引きの改定を進めていく。

7 委員会審査における一問一答方式（第11条第2項）

＜実施＞平成25年2月定例会の予算等特別委員会において試行
平成25年6月定例会から本格実施

＜実施状況等＞広く市政上の論点及び争点を明確にするとともに、質疑を聞いている方によりわかりやすくするため、委員会審査における質疑応答は一問一答方式により実施する。

《参考》一般質問での一問一答方式

平成21年6月定例会から試行

平成22年6月定例会から本格実施（一括質問方式と一問一答方式の選択制）

8 決算・予算等特別委員会における質疑の事前通告制（第11条第2項関係）

平成25年2月定例会の予算等特別委員会において試行し、款別審査における発言通告書（質疑）を、審査項目ごとに作成し、審査予定日の2日前の午後5時までに提出することとした。

その後、平成25年9月定例会の決算特別委員会から本格実施をしたが、平成28年9月定例会の決算特別委員会で試行的に廃止し、その後協議した結果、運営に支障がないことから、平成29年2月定例会以降の予算等特別委員会及び決算特別委員会では廃止することとなった。

9 予算における施策説明資料の作成（第12条・第13条）

＜実施＞平成25年2月定例会で提出された、平成25年度予算の概況資料から、施策等を必要とする背景や経緯を記入するなど、施策説明資料の充実を試行的に導入した。

平成26年度予算以降も引き続き本格実施した。

＜実施状況等＞議会が政策水準を高める議論を行うため、市長は新規事業及び拡充事業を提案する際、①施策等を必要とする背景②提案に至るまでの経緯③市民参加の実施の有無とその内容④市の策定する計画や条例との整合性⑤財源措置⑥将来にわたる効果及び費用についての施策説明資料（予算の概況、補正予算説明資料）を提出する。

また、予算・決算審議資料の充実として、平成30年度予算の審議に際し、積極的な事務事業評価シートの参照を試行した。事前に数値等の確認を行った上で審査に臨むことができ、事業の経緯や課題が分かりやすいことから、審査の

充実化・効率化を図るため、予算・決算審議において事務事業評価シートの参照を継続していくこととし、その参照方法等をあらためて確認した。

10 議員による政策立案及び政策提言（第 15 条・第 20 条・第 3 条第 3 項）

議員提案による政策条例の制定に向けた取組の強化

＜実施＞令和 3 年 4 月 1 日から実施

＜実施状況等＞議会の政策立案機能を強化し、条例の提案等により積極的な政策提言を行うことを実現するため、政策検討会議を設置する。

○政策検討会議の設置

議会運営委員会に 3 人以上の議員から条例づくりの政策提案の案が提出され、議会運営委員会において承認が得られた場合は、政策検討会議を設置する。

複数の条例づくりの政策提案があるとき又は政策検討会議の設置後に新たな条例づくりの政策提案があるときは、複数の政策検討会議を設置することができる。

○政策検討会議の所掌事務

政策検討会議の所掌事務は、条例提案の原案の作成に関することとする。

政策検討会議でまとめた政策検討項目については、議会運営委員会の承認を経て、条例の提案等を行うものとする。

【推進会議協議事項】

Phase I として、条例提案等に至るまでの流れを確認し、設置の手続き、委員の選出、委員の任期、市民意見の聴取及び取組の公表等についてを整理し、政策提案に関するガイドライン案を議長に報告した。

また、Phase II として、専門的知見の活用方法等を協議するにあたり、先進市である横須賀市議会を視察先としていたが、コロナ禍の状況を踏まえ、今回は見送りとし、今後、感染が収束あるいは落ち着いた際に、改めて視察実施に向け、先方と調整をしていくこととした。

11 議員間討議（第 16 条第 1 項・第 2 項・第 4 条第 1 項・第 6 条第 1 項）

＜実施＞常任委員会では平成 24 年 9 月定例会から議案、請願及び陳情の審査において試行的に実施し、同年 12 月定例会からは報告案件を加え、特別委員会では平成 25 年 1 月から試行的に実施した。平成 25 年 6 月定例会から委員会審査（決算・予算等特別委員会は除く。）において本格実施した。

＜実施状況等＞議会は、議員による討論の場であることから、議案、請願及び陳情等の結論を出す際、議員間で十分に議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民への説明責任を果たすため、委員会審査において議員間討議を実施する。

○議員間討議の実施方法

議員間討議は、委員会審査において質疑が終了する前に実施する。

常任委員会での議案、請願及び陳情の審査では、委員の賛否が分かれることが

想定される場合は原則実施するが、全会一致が想定される場合は実施の有無を委員に諮ることとする。

常任委員会での報告案件及び特別委員会の審査では、意見がある場合は原則実施するが、意見がない場合は実施の有無を委員に諮ることとする。

12 議員研修（第17条第1項）

＜実施＞平成25年度から実施

＜実施状況等＞議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修を実施する。

○開催状況

①平成25年10月11日（金）

テーマ：地方議会における議会改革の取り組み状況について
～藤沢市議会における議会改革の評価～

②平成26年1月20日（月）

テーマ：議員提案による政策条例づくりについて

③平成26年8月25日（月）

テーマ：議員による政策条例づくりに求められる広報広聴のあり方について

④平成28年1月19日（火）

テーマ：新地方公会計制度について

⑤平成29年2月9日（木）

テーマ：災害対策と議会の役割について

⑥平成29年11月24日（金）

テーマ：オリンピック開催に向けた安全・安心なまちづくり

⑦平成31年1月28日（月）

テーマ：地域福祉における政策立案とその手法

講師：瀬戸 恒彦氏（公益社団法人かながわ福祉サービス振興会理事長）

⑧令和元年2月27日（月）

テーマ：SDGsの推進について

講師：川廷 昌弘氏（神奈川県SDGs推進担当顧問）

⑨令和2年10月29日（木）

テーマ：新型コロナウイルス感染症対策に関する神奈川モデルの現状と今後の展望について

講師：阿南 英明氏（藤沢市民病院副院長，新型コロナウイルス感染症
神奈川県対策本部医療危機対策統括官）

⑩令和4年1月17日（月）

テーマ：地方自治のガバナンスと議会の役割について

講師：小池 治氏（藤沢市議会史編集委員会監修者・横浜国立大学名誉教授）

13 議会図書室の充実（第 21 条）

＜実施＞平成 29 年度から実施

＜実施状況等＞新庁舎整備に伴い、本庁舎の議会フロアに設置された議会図書室を充実させるため、以下の点について、実施する。

- ①必要性を考慮した効果的な図書購入
- ②分かりやすい図書の配架
- ③図書目録の議員タブレット端末へのデータでの提供
- ④総合市民図書館とのレファレンス業務、団体貸し出し等における連携
- ⑤紙で配付していた「議会資料」の情報提供を、「議会図書室ニュース」としてリニューアルし、データ配信を試行実施

議員が質問するにあたり、その根拠やデータを調べるためには、レファレンス機能を活用することが有効であることから、議会図書室における蔵書貸出し冊数等の状況や特設コーナー設置、総合市民図書館との連携の一環としてのレファレンスサービスや団体貸出の活用状況、議会図書室ニュースの発行状況をあらためて確認し、その取組について周知していくこととした。

II その他議会改革に関する事項の実施状況等について

1 補正予算常任委員会の設置

＜実施＞平成 25 年 5 月 20 日設置（藤沢市議会委員会条例一部改正・施行）

＜実施状況等＞一般会計補正予算の議案については、これまで総務常任委員会において審査を行ってきたが、総務常任委員会における一極集中的な状況に鑑み、他の常任委員会との均衡を図るという観点から、補正予算議案については、新たに補正予算常任委員会を常設化して審査を行う。

2 決算・予算等特別委員会の審査時間の見直し

＜実施＞平成 25 年 9 月定例会決算特別委員会から実施

＜実施状況等＞従来は、委員会においてあらかじめ決定した審査日割に基づき、その日の審査項目を全て終了していたが、終了時間が遅くなる日が続くことから、おおむね午後 5 時 15 分を目途に終了し、延会措置をとる。

平成 29 年 2 月定例会から、委員会において、午後 5 時の段階で残りの質問者数を確認し、適当な時間に散会または延会を告げることとした。

3 予算・決算における審議時間の効率化について

予算・決算審査における審議時間の効率化を図るため、令和 2 年度予算等特別委員会の審議時間について、各会派別の質問・答弁時間を集計し、これまでの 2 ヶ年分の予算・決算における会派一人当たりの質問・答弁時間との比較を確認した。この間、各会派別の質問・答弁時間を集計し、分析することで一定の効率化

を図ることができたが、これまでに計測したデータについては令和2年度でまとめることとした。

令和元年度決算審査に対する意見等としては、「各会派の持ち時間制も検討すべき」との意見と「持ち時間制には反対する。また、令和元年度決算特別委員会は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として審査区分が細分化されたことが審査時間増加の原因ではないか」との意見があった。

また、改善点等としては、「要点をまとめ、事前のヒアリングを行った上で審議に臨むという配慮が不足していた。」との意見や、「数字など、事前に聞き取りを行うことは、時間短縮とともに質疑の深まりという意味からも重要である。」との意見があり、また、「各委員の想いを述べるのは、討論で行うべきものである。質疑において、意見があまりにも多く述べられていることが、長時間にわたる要因であると思う。」との意見があった。

審査時間の効率化に向けて、これらの改善点等の意見について共通認識をし、予算審査にのぞむこととした。

4 2月定例会の運営日割の見直し

＜実施＞平成27年2月定例会から実施

＜実施状況等＞2月定例会における予算等特別委員会審査に係る質疑の通告期限については、審査予定日の2日前としているが、その日が代表質問の最終日(本会議第5日)にあたることから、代表質問の答弁を踏まえた質疑通告に支障が生じるとの意見が委員からあった。また、代表質問の通告期限や面談等の日程を早めることは、市側としても現状では難しいことから、代表質問最終日と予算等特別委員会の実質審査初日の間に休会日を1日設けることにより、タイトなスケジュールについて一定の改善を図った。

なお、平成28年2月定例会は、市長選の関係により日程がタイトであることから、この休会日を設けなかった。

平成29年2月定例会から、予算等特別委員会及び決算特別委員会における事前通告制を廃止したことから、運営日割において、委員会における質疑通告のために設けていた休会日をなくすこととした。

5 議場の使用に関する取扱基準の策定

藤沢市議会議場及び議会委員会室の使用に関する取扱要領を策定

施行日：平成28年4月1日

6 ICTを活用した議会運営（タブレット端末の導入等）

文書共有システム及びタブレット端末を導入した議会運営については、平成29年5月までに行うこととしていたが、契約手続きを行う中で選定機種であるタブレット端末の調達が困難であることが明らかになったことから、導入の時期としては、本庁舎が平成30年1月から供用開始となることを踏まえて、平成30

年2月定例会から試行していくこととした。

これにより、平成30年2月定例会から、文書共有システム及びタブレット端末を導入した議会運営の試行実施を開始した。

試行実施の開始後においては、試行実施期間を含めた導入後において顕在化した課題等に速やかに対応し、ICT活用についての総合的な視点によりさらなる推進を図るため、然るべき会議体を設置して議論を行っていくこととした。

議会運営委員会での協議の結果、議会ICTに関わる事項を検討するため、議会運営委員会のもとに、議会ICT小委員会を平成30年6月に設置し、ICTの活用による情報の共有化、業務の効率化及び議会運営の円滑化を図ることについての検討が行われた。試行実施における課題等の解消に向けた検討を行い、平成31年2月定例会からは本格実施とした。

現在は、本市議会におけるICTの活用による情報の共有化、業務の効率化及び議会運営の円滑化を図ることについて、総合的な視点により課題を整理し、議会ICTに関わる事項を検討するため、議会運営委員会「議会ICT小委員会」が設置され、紙資料の取り扱いを段階的に廃止するとともに、文書共有システム及びタブレット端末の更なる有効活用に向けての検討が進められている。

7 藤沢市議会感染症対応指針の策定について

＜実施＞令和2年11月24日から実施

＜実施状況等＞新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、本市において、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症が発生した場合における市議会の対応について定めるため、藤沢市議会感染症対応指針を策定することとした。

感染症発生時は、議長、副議長及び議会事務局長で構成する議会対策会議を開催し、市の感染症に関する対策本部から収集した状況分析等、情報を共有するとともに、①議員からの情報収集の確認②市対策本部の対応方針の確認③各議員への情報発信の検討について協議する。

また、市議会は感染症の発生状況等として、①海外発生期②国内発生期③県内発生期④市内発生期（早期）⑤市内発生期（感染拡大期）⑥小康期のステージに応じ、情報収集や議会対応について、議長の判断により段階的な対応を行うものとする。

なお、委員会の委員長は、感染防止のため必要と認めるときは、オンラインを利用した委員会を開会するものとする。

Ⅲ 議会改革に関する他市視察の受け入れ状況について

＜実施状況等＞

平成29年度 5件（議会改革全般：3件，議会報告会：1件，
ICT活用：1件）

平成30年度	16件	(議会改革全般：7件，議会報告会：7件， ICT活用：2件)
令和 元年度	16件	(議会改革全般：6件，議会報告会：8件， ICT活用：1件，議会図書室：1件)
令和 2年度	0件	※新型コロナウイルス感染症の拡大のため。
令和 3年度	3件	(議会報告会：1件，ICT活用：2件)

議会改革推進会議 申し送り事項

- 1 議会基本条例の検証について
 - ・傍聴時の記帳廃止について（第3条第2項）
 - ・一人会派に関する条文整理について（第5条第2項）
 - ・議会報告会に関する条文整理について（第9条）
 - ・反問権について（第11条第3項）
 - ・政策検討会議の課題検討について（第15条）
 - ・議員間討議について（第16条）
 - ・議員の政治倫理について（第19条）

- 2 オンライン化による押印等の見直しについて

以 上

令和3年度藤沢市議会改革推進会議 検討経過 一覧表

別紙 2

	6月17日	7月28日	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	第1回	第2回		第3回			第4回		第5回	
傍聴時の記帳廃止について		コロナウイルス感染症が収束した後に再検討								
一人会派に関する条文整理について		優先検討項目の協議を整理した後に検討								
議会報告会に関する条文整理について		優先検討項目の協議を整理した後に検討								
反問権について		優先検討項目の協議を整理した後に検討								
政策検討会議の課題検討について		Phase I 条例提案等に至るまでの流れを確認		ガイドライン 座長骨子案提示	各会派の 意見集約	各会派の 意見集約 及び提出	ガイドライン 案提示、協議			議長報告の 内容確認
		Phase II ロードマップの例の共有化 推進会議としての方向性検討		先進市視察検討 提案 (オンライン)			横須賀市議会 視察を計画	横須賀市議会 視察(未来への 羅針盤) ⇒中止		改めて実施に 向け調整
議員間討議について		優先検討項目の協議を整理した後に検討								
議員の政治倫理について		優先検討項目として提案		他市の先進 事例を報告 ・課題整理	各会派の 意見集約	各会派の 意見集約 及び提出	継続検討			(資料提供)
オンライン化による押印等の見直しについて		他市の先進 事例を報告 ・課題整理	各会派の 意見集約 及び提出	各会派の 意見集約	各会派の 意見集約	各会派の 意見集約 及び提出	調査継続			継続検討
請願・陳情における意見陳述について		課題整理・ 座長案提示	各会派の 意見集約 及び提出	見直しの 座長案提示	各会派の 意見集約	各会派の 意見集約 及び提出	見直しの 座長案提示			議長報告の 内容確認

諮問事項（前期からの申し送り事項）の確認

今期報告書（次期への申し送り事項）の確認

藤沢市議会政策提案に関するガイドライン

1 目的

議会の政策立案機能を強化し、政策提案等の案により積極的な政策提言を行うことを実現するために、政策検討会議を設置します。

2 設置の手続き

- (1) 政策提案の案を提出しようとするときは、提案事項や理由等に関する「政策検討項目提案書」を、3人以上の議員により連署をして議長に提出します。
- (2) 議長は、「政策検討項目提案書」の提出があったときは、次に開催される議会運営委員会において、政策検討会議の設置について諮問します。
- (3) 議会運営委員会において、政策検討会議の設置について承認が得られた場合は、議長は政策検討会議を設置します。
- (4) 複数の政策提案があるときや、政策検討会議の設置後に新たな政策提案があるときは、複数の政策検討会議を設置することとするか、又は一つの政策検討会議において複数の政策検討を行うこととするかを、議会運営委員会において協議します。

3 検討から条例提案等までの流れ

- (1) 政策検討会議は、政策提案について協議し、「条例提案」、「政策提案の決議」又は「提言書の提出」のいずれかの原案の作成について検討します。
- (2) 政策検討会議は、「条例提案」、「政策提案の決議」又は「提言書の提出」のいずれかの原案がまとまったときは、議会運営委員会の委員長に提出します。
- (3) 議会運営委員会の委員長は、「条例提案」、「政策提案の決議」又は「提言書の提出」のいずれかの原案について提出があったときは、次に開催される議会運営委員会において協議します。
- (4) 議会運営委員会において、「条例提案」、「政策提案の決議」又は「提言書の提出」について承認が得られた場合は、条例提案等を議長に提出します。

4 委員の選出

- (1) 議会運営委員会において、政策検討会議の設置について承認が得られた場合は、議会運営委員会委員長は、全ての会派から1人ずつ委員候補者を期日までに報告することを依頼します。
- (2) 各会派からの報告に基づき委員候補者名簿を作成し、議会運営委員会において委員候補者名簿を確認した後、議長に提出します。
- (3) 委員候補者名簿の提出を受けた議長は、候補者名簿から委員を選出し、指名します。
- (4) 議長は、委員を選出して政策検討会議を設置したことを、議会運営委員

会に報告します。

- (5) 第1回の政策検討会議では、座長と副座長1人を互選します。
- (6) 座長に選出された会派は、委員の欠員補充をするために、委員選出の手続きにより、新たに委員1人を選出することができます。
- (7) 委員に欠員が生じた場合は、委員選出の手続きにより、欠員補充を行うことができます。

5 委員の任期

- (1) 委員の任期は、設置の日から、「条例提案」、「政策提案の決議」又は「提言書の提出」のいずれかが行われたときまでになります。
- (2) 座長が、当該政策検討項目について協議の終了を決定したときは、議長に報告を行い、委員の任期は終了となります。

6 市民意見の聴取等について

- (1) 政策検討会議は、市民の意見を聴取するためパブリックコメントを実施するときは、藤沢市議会のホームページに次の事項を掲載し、予告をします。
 - ア 政策提案等の案の名称
 - イ 意見等の提出の方法及び募集期間
 - ウ 政策提案等の案及び関連資料の入手方法
- (2) 政策提案等の案や関連資料について、ホームページへの掲載や、閲覧・配布の方法により公表します。原則として、30日間意見等を公募し、次の方法で收受します。
 - ア 書面の提出
 - イ 郵便
 - ウ ファクシミリ
 - エ ホームページ上の問い合わせフォーム
 - オ その他、適当な方法
- (3) 提出された意見等の概要及びこれに対する市議会の考え方を公表します。計画等の案の修正を行ったときは、その内容を併せて公表します。公表に際しては、意見を類型化して行うものとし、意見等の提出者への個別の回答は行いません。公表の方法は、案の公表と同様となります。
- (4) 政策検討会議は、必要に応じて執行機関又は関係機関等に対し、座長名で意見照会を行います。
- (5) 政策検討会議は、必要に応じて会議への市民等の参考人招致や、公聴会の開催、執行部からの助言及び議会基本条例第17条第2項に規定する専門的知見の活用を図ります。

7 取組の公表

政策提案等に係る取組の状況については、適切な時期に藤沢市議会ホームページ及び市議会だよりへの掲載を基本として、随時情報発信を行います。